○松戸市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年２月20日

松戸市規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成28年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、法、建築物省エネ法、品確法、政令及び省令の例による。

（認定申請書に添付する図書等）

第３条　省令第41条第１項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書等とする。

（1）　登録建築物エネルギー消費性能判定機関によって、法第53条第１項の規定による認定の申請が、法第54条第１項に規定する基準に適合するかどうかの審査（以下この条において「技術的審査」という。）を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証

（2）　登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

（3）　前２号の適合証を添付せず、かつ、登録住宅性能評価機関の評価を受けた場合にあっては、品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級６に適合している場合に限る。）の写し

（4）　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、低炭素建築物新築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるように申し出があり、かつ、同法第93条第１項の規定に基づき、消防長又は消防署長の同意を得る必要がある場合は、当該審査に必要な図書

（5）　代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する図書

（6）　法第３条第１項の規定に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）４(2)③の規定による都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域での申請にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等

（7）　その他市長が必要と認める図書

（認定しない旨の通知）

第４条　法第53条第１項の規定による認定の申請が、法第54条第１項に規定する基準に適合しない場合の通知は、認定しない旨の通知書（第１号様式）により行うものとする。

（計画の通知）

第５条　法第54条第３項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第２号様式）に建築基準法第６条第１項の規定による確認申請書を添えて行うものとする。

（認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了した旨の報告）

第６条　法第56条の規定に基づき、認定建築主（当該認定に係る建築物が譲渡された場合にあっては、当該建築物の所有者とする。以下同じ。）は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築が完了したときは、次に掲げる図書等により、速やかに、市長に報告しなければならない。

（1）　建築士を工事監理者として定めた場合　次に定める図書等

ア　認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第３号様式）

イ　建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書

ウ　建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の写し（建築確認が不要な場合は、２面以上の建築物の外観写真）

エ　省令第44条で定める軽微な変更があったときは、当該変更の内容が分かる図書

オ　その他市長が必要と認める図書

（2）　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる図書等

ア　認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第４号様式）

イ　建築物の建築工事を完了した旨の報告書（第５号様式）

ウ　前号ウ及びエに掲げる図書等

エ　その他市長が必要と認める図書

（報告の徴収）

第７条　法第56条の規定による報告（前条の規定による報告を除く。）を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物の新築等の状況に関する報告書（第６号様式）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

（認定建築主に対する改善命令）

第８条　法第57条の規定による改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善措置命令書（第７号様式）により行うものとする。

（認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出）

第９条　認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る建築を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（第８号様式）に省令第43条の規定に基づき通知した認定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

（計画の認定の取消し）

第１０条　法第58条の規定による計画の認定の取消しの通知は、計画認定取消通知書（第９号様式）により行うものとする。

２　前項の規定は、前条の規定による低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書が提出された場合について準用する。

（取下げ届）

第１１条　法第53条第１項の規定による認定又は法第55条第１項の規定による変更認定（以下「認定等」という。）を申請した者は、市長が認定等をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第10号様式）により市長に届け出なければならない。

（名義変更届）

第１２条　認定建築主は、認定を受けた建築物の工事が完了する前に当該建築物の名義に変更があったときは、変更前と変更後の認定建築主が連署して名義変更届（第11号様式）に認定通知書及び法第53条第２項第３号に規定する資金計画を記載した図書を添えて、市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届け出を受理したときは、名義変更受理通知書（第12号様式）により、同項の変更後の認定建築主に通知するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月20日松戸市規則第８号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年６月30日松戸市規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月29日松戸市規則第41号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月30日松戸市規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月30日松戸市規則第11号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日松戸市規則第23号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。